

足立納税貯蓄連合会 No.156

足立税務署長・足立都税事務所長着任のごあいさつ
第67回定時総会報告・常任理事会開催
国税・都税・区税のお知らせ
会員リレー投稿 福井英泰 新副会長



令和5年7月19日(水)、足立税務署にて行われた名刺交換会にて。

(足立納税貯蓄組合連合会原島新会長と足立税務署新任の東出定幸署長を囲んで、新執行部と税務署職員の方々との記念写真)

新任のご挨拶

会長 原島 正光



この度、新たに八木澤会長に代わり足立納貯蓄組合連合会の会長に就任致しました原島でございます。

急な交代でしたので、現在手探りの状態で職務をこなしております。

足立納貯蓄組合連合会の役員及び各税務関係の皆様にはご迷惑をおかけすることになると思われまますがご容赦を、頂き今後ご指導、ご鞭撻を賜れますればさいわいに存じます。

コロナ禍で中止となっておりました足立の花火大会も 7 月 2 2 日に 4 年ぶりに無事にまた盛大に開催されました。10 月 7 日と 8 日にはこれまた 4 年ぶりの足立まつりが開催されます。足立納貯蓄組合連合会も独自のブースを持ち税金クイズ及び抽選会等で納税者の方々と有意義な時間を過ごせたらと思っております。

また、中学生の税の作文も昨年同様に進んでおり、今年は、作文の表彰式を 11 月 22 日に 4 年ぶりに足立区の講堂で執り行う運びとなりました。受賞された生徒さん及び親御さんも講堂でご子息が表彰をお受けになることは名誉なことであり、ご本人の一生の良き思い出になると思われまます。

コロナも 5 月から 2 類から 5 類に変更となりインフルエンザと同等の扱いとなり人でも多くなりました。しかし完全に消滅したわけではなく今また感染者が増加傾向にあります。今後感染予防に十分配慮し組合活動に従事したいと思います。

各税務機関及び組合員及び学校関係者の方々に今後もご協力を仰ぎ組合活動をスムーズに運べるよう努力精進してまいります。

組合員の皆様の更なるご理解とご支援を心よりお願い申し上げます、私の就任のご挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

足立税務署長 東出 定幸



秋涼の候、足立納貯蓄組合連合会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、沖繩国税事務所名護税務署長から足立税務署長に着任いたしました東出でございます。

原島会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、令和 3 年 11 月 11 日にキャッシュレス納付共同推進宣言をしていただきまして、さまざまな機会を通して振替納税の周知、広報及び勧奨を行うなどキャッシュレス納付の利用推進にご尽力を賜りましたこと心より感謝申し上げます。

また、消費税滞納の未然防止の対策として、消費税納税金融商品（定期積金）を金融機関と協力し展開するなど、期限内納税の推進及び滞納未然防止に多大な貢献をいただいております。

そして、次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした「税についての作文」募集事業につきましては、皆様方の租税教育に対する熱心な取り組みにより、昨年度も足立税務署管内 19 の中学校から多数の応募があり、今後においても、皆様方と力を合わせて作文募集事業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今年 10 月からインボイス制度が開始されます。当局といたしまして、制度開始後、制度の円滑な開始・定着が図られるよう、インボイス発行事業者への登録を契機に課税事業者となった納税者が適切に申告・納税することができるよう、指導・相談体制を構築して参りたいと思っております。

さらに、ダイレクト納付やインターネットバンキング、クレジットカード納付など従来からのキャッシュレス納付の他、令和 4 年 12 月 1 日からスマートフォンを利用した国税のスマホアプリ納付が可能となりまして、Pay 払いから納付手続きが行えるようになりました。

足立税務署として、納税者利便の維持・向上と当局の事務運営コストの削減の観点から、キャッシュレス納付・納税証明書オンライン請求の利用拡大をはじめとした窓口事務の効率化に取り組んでいく必要があります。そのためには、足立納貯蓄組合連合会の会員の皆様の協力なしには成しえないものと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、足立納貯蓄組合連合会の益々のご発展と役員並びに会員の皆様方と事務局の方々のご健勝、ご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

東京都足立都税事務所長 **小笠原 裕之**



仲秋の候、足立納税貯蓄組合連合会の組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年4月1日付の人事異動で東京都足立都税事務所長に着任いたしました小笠原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

原島会長をはじめ、役員並びに組合員の皆様には、日頃より東京都の税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様におかれましては、口座振替制度等納期内納税の推進をはじめ、広報、イベント等の開催による納税意識の啓発、更には「税についての作文」を通じた租税教育の推進など、長年にわたり事業を発展させてこられました。このことに対しまして深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

さて、3年以上に及んだ新型コロナウイルスとの闘いは、ウィズコロナという新たなステージに移行し、社会経済活動の正常化に向けた動きが進展しています。しかし、その一方でロシアによるウクライナ侵襲に端を発したエネルギー危機、物価高騰は長期化し、また、国内の年間出生数は想定を大幅に早まる勢いで80万人を割り込むなど、二重三重の困難が押し寄せています。

このような過去に経験したことのない危機的な状況の中、東京都では、明るい未来の東京を切り拓くための新たな羅針盤となる『『未来の東京』戦略 version up 2023』を本年1月に策定し、脱炭素社会の実現に向けた施策をはじめ、都市の強靱化や子供政策の更なる推進など、山積する都政課題の解決に向け、様々な事業を進めていくこととしています。

そのためには、都財政の根幹をなす都税収入を安定的に確保することが極めて重要となります。生活や事業を取り巻く環境が厳しい状況にあっても、納税者の皆様に納得して税を納めていただけるよう、私ども都税事務所では今後も適正かつ公平な賦課徴収と、丁寧で分かりやすい説明に努めてまいります。また、納税環境の整備としまして、スマートフォン決済アプリによる納付や口座振替など、キャッシュレス納税をはじめ、電子申告・申請など税務のデジタル化を一層推進し、納税者の皆様の利便性向上にも取り組んでいく所存でございます。

こうした税務行政の推進にあたりましては、皆様からのお力添えが不可欠であります。今後とも、都の税務行政の良きパートナーとして、これまで以上のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、足立納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と、組合員の皆様のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

第67回 定時総会

〈令和4年度事業経過報告〉

令和4年度事業経過報告

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

足立納税貯蓄組合連合会は、昭和26年納税貯蓄組合法が施行された後、昭和30年に創設され、納税貯蓄組合の基本目標である期限内完納の確立を目指してその活動を継続して来りました。

足立納税貯蓄組合連合会として、その取り組みの中心は、税知識の普及と納税思想の高揚を基調に納期内納税の推進と口座振替制度の利用の拡大であります。納貯組合創設時の基本目的である納税資金の備蓄等の促進を図り、主要事業である広報活動事業一環の「足立区民まつり」での振替勸奨や電子申告の利用促進などの事業は、コロナの影響により中止となり、計画通りに実施することが出来ませんでした。

また、昨年12月21日に実施いたしました足立税務署主催の「中学生の一日税務署長体験」では、足立税務署長賞受賞の生徒さんが税務署幹部より委嘱状の交付を受け、一日税務署長として足立納税貯蓄組合連合会会長と名刺交換・署内視察後に、集まった足立税務署職員約20名の前で受賞作文の朗読を行いました。

中学生の「税についての作文」募集活動につきましては、平成20年度より国税庁と全国納税貯蓄組合連合会との共催となり、毎年多くの応募があります。足立税務署管内では、令和4年度、19校1,990編の応募がございました。

足立納税貯蓄組合連合会では、9月に応募作文の審査会を実施しております。

次に、重点事業である自主納付を推進するための活動については、税理士会足立支部主催の相談会場に於きまして役員が参加し、振替勸奨の活動を行いました。

納税道義の高揚並びに足立納税貯蓄組合連合会 PR のため、例年実施しています「足立区民まつり」での活動はコロナの影響により中止となり、青年部・女性部の活動に関しても、残念ながら昨年同様に行うことが出来ませんでした。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、不要不急の外出や、会合等を控えるよう通達があり、緊急役員会を開催し協議した結果、総会につきましては開催を中止し、総会資料と返信用ハガキにて書面決議による総会とすることに決定致しました。

第67回 定時総会 <令和4年度事業経過報告>

年	月	日	事業名	担当部門	事業内容	実施場所
2022	4	7	正副会長会	会長	総会打合せ	足立税務署
2022	4	15	納連会計監査	会長	令和4年度会計監査	八木澤会計事務所
2022	4	18	税務協力6団体協議会	会長	今年度の打合せ	足立税務署
2022	5	2	足立納貯連	会長	第66回定時総会(書面決議)	足立税務署
2022	6	2	足立区教育長面談	会長	今後の対応打合せ	足立区役所
2022	6	8	作文審査会	会長	足立区役所と審査打合せ	足立税務署
2022	6	20	東総連総会	会長	ミニ総会→欠席	上野精養軒
2022	6	23	中学校作文関連	会長	中学校訪問資料配布	区内中学校19校
2022	7	27	東総連正副会長会	会長	研修会	上野精養軒
2022	8	4	税務協力6団体協議会	会長	コロナ対応について	足立税務署
2022	8	26	東京税理士会足立支部	会長	創立70周年記念式典	浅草ビューホテル
2022	9	16	作文審査会	会長	中学生作文審査会	足立税務署
2022	10	4	東総連作文審査会	会長	中学生作文審査会	上野精養軒
2022	10	17	税務協力6団体協議会	会長	「税を考える週間」行事打合せ	足立税務署
2022	11	15	足立都税事務所	会長	納税表彰式	足立都税事務所
2022	11	18	税務協力6団体協議会	会長	納税表彰式祝賀会(参加9名)	浅草ビューホテル
2022	11	24	作文表彰	会長	全体作文表彰中止学校訪問配布	区内中学校19校
2022	12	9	税務協力6団体協議会	会長	新年挨拶日程等	足立税務署
2022	12	21	1日税務署長	会長	作文コンクール受賞者	足立税務署
2023	1	6	常任役員会	会長	新年あいさつ	足立税務署
2023	1	6	新年挨拶廻り	会長	足立税務署挨拶廻り	足立税務署
2023	1	16	税務協力6団体協議会	会長	確定申告及びキャッシュレス納付打合せ	足立税務署
2023	2	1	確定申告(2月1日~4日)	会長	足立区役所確定申告応援中止	足立区役所
2023	2	27	東総連経理担当者会議	会長会計担当	収支決算報告書等作成について	上野精養軒
2023	3	1	確定申告(3月1日~15日)	会長	確定申告振替納税勧奨	足立税務署

第67回 定時総会 <令和5年度事業計画>

令和5年度事業計画

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

◇ 基本理念

足立納税貯蓄組合連合会は、基本目標である納期内完納の確立を目指して、納税道義の高揚を基調に納税資金の備蓄と口座振替制度の利用拡大を主な活動の基本とする。

1 活動の重点

本年度の活動の重点を次のとおり設定し、納税貯蓄組合員の意識の向上と租税の自主納付体制の確立を図り、広く税についての良き理解者、協力者の拡大に一層努めることとする。

なお、税務行政が納税者サービスの一環として進める電子申告・電子納税の利用促進については、当連合会としても引き続き、事業活動の重点施策の一つとしてあらゆる機会を捉えて普及活動を行うこととし、次代を担う青少年に対する租税教育については、その重要性をこれまで以上に認識し、中学生の「税についての作文」募集活動等を通じて、若い世代に対する納税意識の向上を図ることを活動の大きな柱として、積極的に取り組んで行くこととする。

また、令和元年10月1日に消費税率が10%に引き上げられたと同時に実施された軽減税率制度は、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など多くの事業者に係りがあるため、引き続きPR活動を行い、広く定着させる必要がある。

そして、自主納付体制の確立、納期内納税の推進、マイナンバーの利用の普及啓発、更に作文事業等の租税教育活動の充実など、その果たすべき役割は増大の一途を辿っている。

令和5年度は、実態の伴った組合員名簿を備えた明確な納税貯蓄組合として、納貯活動の原点に立ち返り、組織の再構築及び財政基盤の確立を図るとともに、納貯組合の存在意義や果たすべき役割とその重要性を踏まえた上で、新生納貯確立に向けた改革に取り組んで行く。

- (1) 振替納税制度の普及拡大と各税の期限内完納の推進
- (2) 消費税納税用金融商品の推奨
- (3) 正しい税知識の普及と納税思想の高揚
- (4) 租税教育活動の推進
- (5) 組織の活性化と財源基盤の確立
- (6) 青年部、女性部の増強と拡充
- (7) e-Tax、eLTAx及び電子納税制度の普及推進
- (8) キャッシュレス納付の推進
- (9) 関係機関及び友誼団体との連携協調

2 具体的活動

- (1) 振替納税制度の普及拡大と各税の期限内完納の推進
口座振替による期限内納付を図ることは、正に納税貯蓄組合の主体的活動であり、組合員はもとより広く納税者に対し振替納税制度の普及拡大に努める。
また、昨今の経済情勢を反映して、国、地方を問わず税の滞納発生が異常な状態にあることから、滞納になりやすい消費税と自動車税を重点とした期限内納税の推進に重点をおいた活動を展開しつつ、個人住民税特別徴収制度の周知のための広報活動も合わせて行う。
 - ・確定申告期における「振替コーナー」への従事
 - ・「あだち区民まつり」における広報
 - ・都税の「振替推進キャンペーン」での普及拡大
- (2) 消費税納税用金融商品の推奨
足立税務協力六団体協議会の働きかけにより、足立成和信用金庫から、消費税納税用金融商品として「消費税納税定期積金」及び「消費税納税融資」ができました。
足立納税貯蓄組合連合会としても、積極的にこの商品を推奨していきます。
- (3) 正しい税知識の普及と納税道義の高揚
税に対する良き理解者、協力者の拡大を図るため、ニーズに応じた正しい税知識の普及と納税思想の高揚等の啓発活動を積極的に展開する。
 - ・会報「足立納貯連だより」の発行
年2回発行予定(9月、1月)
 - ・組合長会議の開催
年2回開催予定(8月、1月)
 - ・「税を考える週間」行事への参加(11月)
税務研修会、税務署長を囲む座談会の開催等
- (4) 租税教育活動の推進
少子高齢化社会の到来に鑑み、時代を担う青少年に対する租税教育の重要性は、一段と高くなっており、従来から当連合会が最重要事業として取り組んでいる、中学生に対する「税についての作文」の募集活動を積極的に推進する。
 - ・優秀作文の表彰式の実施及び展示並びに作文集の作成配付
- (5) 組織の活性化と財政基盤の確立
充実した納税貯蓄組合活動を推進するためには、組織の活性化と財政基盤の確立が極めて重要であることから、役員相互の連携を深め指導体制の強化に努めるほか、組合員の増強と自主財源収入の安定的確保を図る。

- ・専門部会の充実
- ・納税貯蓄組合未組織団体等への加入勧奨
- ・組合員名簿の作成
- ・納税貯蓄組合賛助会員の拡充
- ・納貯共済保険の加入拡大
- ・新規会員の加入勧奨

(6) 青年部・女性部等の増強と充実

今後の納税貯蓄組合を維持、発展させていくためには、事業活動の中核となる青年部・女性部員の増強と自主的活動を推進していくことが極めて重要である。

この認識のもと、研修会や趣味等を通じた組織の拡大に向けて、当連合会の活力源である両部の増強と充実を引き続き努める

- ・定例役員会の開催
- ・部員相互の親睦を図るための研修会等の実施
- ・各種事業実施時における部員の加入拡大
- ・新規会員の加入勧奨

(7) e-Tax・eLTAx及び電子納税制度の普及推進

政府を挙げて取り組んでいる電子申告・納税制度の普及のため、事業活動を通じ推進・PRに努める。

- ・e-Tax、eLTAx及び電子納税制度の普及推進事業の展開
- ・e-Tax、eLTAx及び電子納税制度についての研修会の実施
- ・あだち区民まつり等でのe-Tax及びeLTAxのPR活動の展開

(8) 関係機関及び友誼団体との連携協同

各税務機関の指導を仰ぎつつ、上部団体や他の税務関係団体と常に連携を保持し、特に金融機関に対しては一層の協調体制の確立に努める。

- ・税務当局との懇談会等の開催、出席
- ・城東地区協議会への出席
- ・金融機関との打合せ会の開催
- ・友誼団体との会合における積極的な意見交換

足立税務署新任署長及び、幹部との名刺交換会

令和5年7月19日(水)、足立税務署4階大会議室にて行われました。

原島新会長の挨拶に引き続き、新任の東出定幸足立税務署署長より次のようなご挨拶がございました。

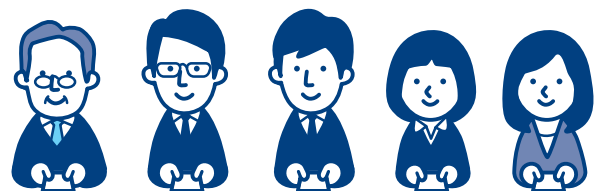
足立納税貯蓄組合連合会の役員の方々には、税務行政の根幹の一つであります期限内納税の推進に積極的に取り組んでいただき、滞納未然防止に多大な貢献をいただいております。

また、中学生の「税についての作文」募集事業につきましては、次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした非常に重要な事業であり、皆様方の租税教育に対する熱心な取り組みにより、昨年度も足立税務署管内の中学校から多数の応募があり、今後においても、皆様方と力を合わせて作文事業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利になっておりますので、当署といたしましても、様々な機会をとらえ、引き続き周知、広報を行うとともに、貴連合会と緊密に連携し、キャッシュレス納付の利用促進を行ってまいります。

これからも、足立納税貯蓄組合連合会の会員皆様の協力を依頼されました。

引続き、足立税務署及び、足立納税貯蓄組合連合会の参加者全員との名刺交換をいたしました。



第1回常任理事会開催される

8月23日(水)、足立税務署4階、大会議室におきまして、今年度第1回常任理事会が行われ、「第67回定時総会」の報告及び、今年度の行事開催予定につき、次のように決定いたしました。

7月に勇退された八木澤前会長より会長職を引き継がれました原島新会長の挨拶、足立税務署金子副署長の挨拶に続き、以下の通り議事に入り決定いたしました。

議事

- 1, 一般議事事業経過報告等は、議事録参照。
- 2, 今後の主な行事

①中学生の「税についての作文」審議及び、表彰について「審査会」を9月15日(金)に開催。優秀作品表彰式を11月22日(水)に足立区役所庁舎

ホールにて開催予定。

②「足立区民まつり(10月7・8日開催)」での配布用景品の袋詰め等、準備作業会を10月4日に開催決定。また、当日の出店内容・景品等の搬入搬出・設営等、詳細準備打ち合わせ。

③「税を考える週間」

- (1)11月10日「納税表彰式」
- (2)11月16日「署長を囲む座談会」

④一日税務署長体験

中学生の「税についての作文」優秀賞受賞者による一日税務署長体験日程未定

3, 各税務機関からの連絡事項がありました。

令和5年度 専門部別事業の年間予定表

自:令和5年4月1日 至:令和6年3月31日

Table with columns for months (4-12), summary (摘要), and details (概要). Rows include sections like 総務部 (General Affairs), 指導部 (Guidance), 広報部 (Publicity), 渉外部 (External Relations), 福利共済部 (Welfare Mutual Aid), 女性部 (Women's), and 青年部 (Youth).

足立納税貯蓄組合連合会は、皆様の入会をお待ちしております。

- 特色は、(1) 地域に密着し、個人・法人を問わず幅広く納税者を包括している団体。(2) 特別に制定された法律(納貯法)に根拠を置く団体。(3) 納税者の自由意志により設立できる団体。(4) 団体への加入者に特別な「資格」等が必要とされていない団体。(5) 税務行政の内、特に「納税」という側面に活動の重点を置いた他の類似団体に見られない国及び地方公共団体の税務協力団体。

足立納税貯蓄組合連合会事務局 03-3879-8832

親切本位 土地・建物・売買・管理 アパート・マンション 賃貸仲介

東京都知事免許(2)第95409

(株)丸善不動産

代表取締役 酒井真美

足立区足立 4-41-5 TEL.3852-2221 FAX.3880-3333

国税コーナー



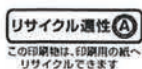
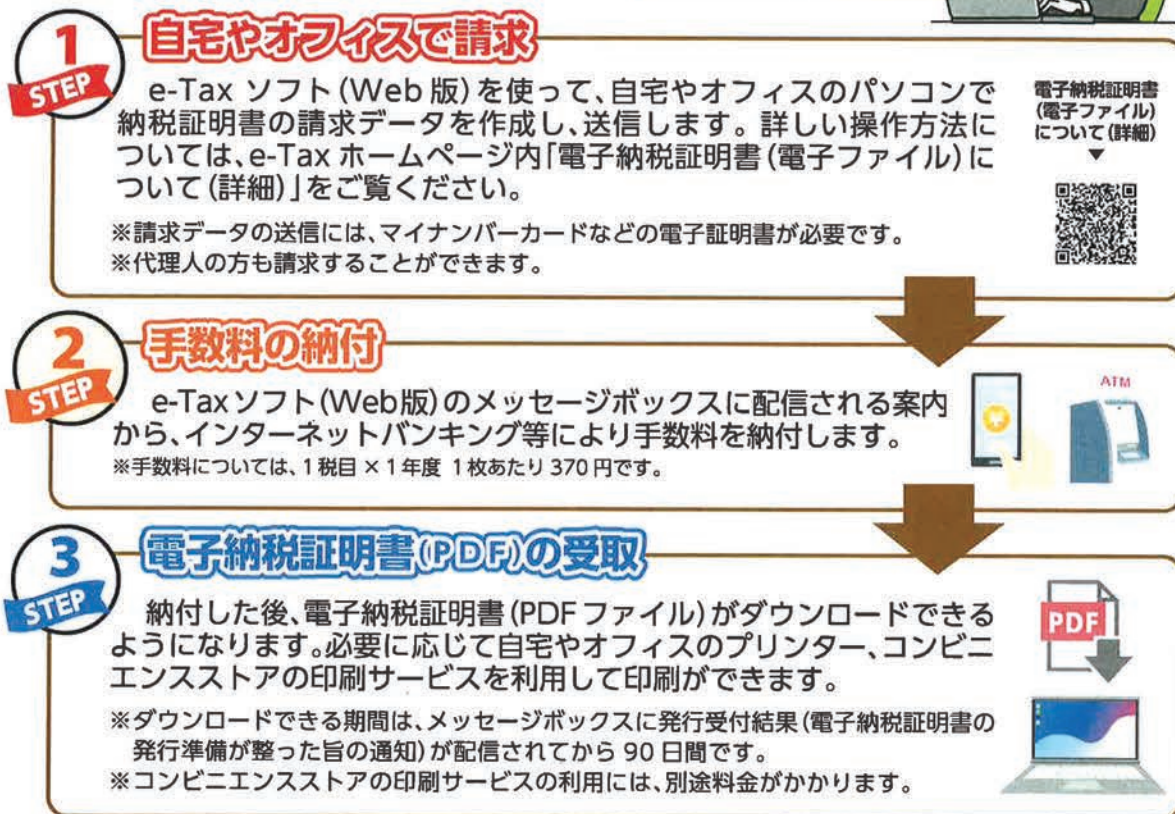
電子納税証明書(PDF)が とても便利です!

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください!

- メリット その1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます!
- メリット その2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)!
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。
- メリット その3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます!

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

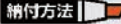

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。



1>> ダイレクト納付  **こんな方におススメ!** さらに詳しい情報は  [こちら](#)

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

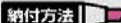

- 納付方法**  パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。
- 事前手続**  e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税  **こんな方におススメ!** さらに詳しい情報は  [こちら](#)



申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

- 納付方法**  預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。
- 事前手続**  初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等    さらに詳しい情報は  [こちら](#)

- 納付方法**  インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
- 事前手続**  インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付   さらに詳しい情報は  [こちら](#)

納付方法  「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。*納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

スマホアプリ納付
令和4年12月1日から
利用可能になりました

「国税スマートフォン決済専用サイト」からご利用中のPay払いを選択して納付する方法

注1 事前にアカウント登録及び残高へのチャージが必要
注2 一度の納付での利用上限金額は30万円

【利用可能なPay払い】



都税コーナー

東京都主税局ホームページ
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、
 納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
 固定資産税（償却資産）
 の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書
 (バーコードがあるもの)に限ります。

注意事項

■領収証書は発行されません。
 領収証書が必要な方は、都税事務所・
 金融機関等の窓口またはコンビニエンス
 ストアで納税してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すこと
 はできません。

■事前に登録及びチャージをする必要が
 あります。
 ※Pay B、モバイルレジ及び楽天銀行アプリにつ
 いては、お支払になる口座に納税金額をご準備く
 ださい。
 ※PayPay での納税において、本人確認前のチャ
 ージ金をご利用できなくなりました。お支払の際に
 は、本人確認後にチャージする必要があります。

■バーコードのない納付書や汚損により
 バーコードが読み取れない納付書は
 お使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、
 ご利用ください。

利用できるアプリ



※地方税統一 QR コード (eL-QR) のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取るでも納付できます。

利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

(QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。
 車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約 1 週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
 ホームページ



eLTAX 電子納税が大変便利です



自宅やオフィスからお手続きが可能です！！



インターネットを通じて全国の地方公共団体へ一括して納税可能



様々な納付方法をご利用いただけます！！

- ペイジー納付（インターネットバンキング、ATM から納付）
- クレジットカード納付
- ダイレクト納付（事前に登録した口座から税額を引き落として納付）

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



eLTAXホームページ



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

www.ayadigi.jp

「アヤセ」の製版・印刷機器の製造販売
製版印刷機器及びエレクトロニクス等各工程に
必要な検査台、検品台等の設計製作

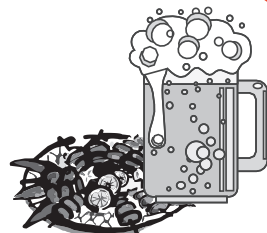


アヤセ・デジタルクリエイト

〒340-0054 埼玉県草加市新善町 206
Tel.050-3786-4412 Fax.050-3730-4017
mail to: toiwase@ayadigi.jp

和食館
ぐれーぷ

葡萄



大小宴会承ります(年中無休)

東京都足立区谷中2-7-1 富澤ビル2F
TEL.03(3620)1272

区税コーナー

足立区ホームページ

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

☆区民税(普通徴収)の納付には口座振替をご利用ください☆

普通徴収の特別区民税・都民税の納付を口座振替にしてみませんか。

口座振替にしますと納め忘れがなく、忙しい時にも便利で安心です。もちろん、ゆうちょ銀行も利用できます。組合員の皆様、ぜひご近所の方にも口座振替をお勧めください。

なお、特別徴収の特別区民税・都民税と軽自動車税(種別割)は、口座振替の対象外です。

◎申し込み方法

預(貯)金通帳、通帳の印鑑、納税通知書または納付書をお持ちください。

◎申し込み先

預(貯)金口座のある区内の金融機関、区役所納税課、各区民事務所の窓口

※ 預(貯)金口座のある区外の金融機関や郵送でのお手続きを希望される方は、下記問合せ先までご連絡ください。

◎申込受付日と振替開始月

申込日	振替開始月	振替日
12月11日まで	1月(第4期分)	1月31日

※ 令和5年度第1期分、第2期分、第3期分、1年前納分の受付は終了しました。

【問合せ先】 納税課収納管理係 TEL 3880-5238

耳より情報 特別徴収の区民税の納付には「共通納税システム」が利用できます!

特別徴収の特別区民税・都民税の納付方法として、令和元年10月からeLTAXを活用した納税システム「共通納税システム」が全国の自治体で稼働しています。

詳しくは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

・電話 0570-081459 又は 03-5521-0019

☆復興税(特別区民税・都民税の均等割額の増額)☆

国の法律を受け、平成26年度から令和5年度までの10年間、区内の防災機能の向上を図るため、特別区民税と都民税の均等割額をそれぞれ年間500円増額しています。この復興税を財源とする、橋の補強、公園への防災対策設備の設置、建築物耐震化促進などの区内の防災や減災のための事業は、平成24年度から平成27年度にかけて先行して実施しています。

【問合せ先】 課税課庶務係 TEL 3880-5847

☆軽自動車税(種別割)の納税と届出☆

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、軽自動車やバイクを所有している方が納める税金です。納期限は、5月31日でしたが、納税がまだお済みでない方はお早めに銀行・郵便局・コンビニエンスストア・区役所・各区民事務所でお納めください。

【問合せ先】

納税については 納税課滞納整理第一係 TEL 3880-5236
 納税課滞納整理第二係 TEL 3880-5237
 廃車等の届出については 課税課軽自動車税係 TEL 3880-5848

※ 登録・変更手続きと問合せ先は、下の表のとおりです。

車種	登録・変更手続きと問合せ先
原動機付自転車(排気量125cc以下のバイク) 小型特殊自動車(フォークリフト等)・ミニカー	足立区中央本町1-17-1 課税課軽自動車税係 TEL 3880-5848(直通)
軽二輪車(排気量125cc超~250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車(排気量250cc超のバイク)	足立区南花畑5-12-1 東京運輸支局足立自動車検査登録事務所 (足立車検場) TEL 050-5540-2031
軽四(三)輪自動車	足立区宮城1-24-20 軽自動車検査協会足立支所 TEL 050-3816-3102

☆特別徴収義務者の皆様へ☆



個人住民税
PRキャラクター
ぜいきりん

個人住民税の特別徴収にご協力ください!



特別徴収とは

事業主(給与支払者)が従業員(納税者)に代わり毎月の給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。
 東京都62区市町村では、原則すべての事業者を特別徴収義務者に指定しています!

特別徴収義務者に指定された事業者へは
特別徴収税額通知書をお届けしています。
特別徴収事務の運用をよろしくお願ひします。
 税額通知書の見方については、足立区公式ホームページをご参照ください。
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/ze/tokutyouseituu-mikata.html>

- 給与から差し引いた住民税は、翌月10日までに納入をお願いします。
 (納期限が土曜・日曜・祝日等の場合は翌金融機関営業日)
- 変更の特別徴収税額通知書が届いたら給与からの差引金額を変更してください。
- 特別徴収対象の従業員が退職や休職などにより給与の支払いを受けなくなったときは、「給与所得者異動届出書」を速やかに提出してください。(翌月10日までの提出が法令で定められています。)
 ※「給与所得者異動届出書」は「特別徴収税額通知書」に同封の「特別徴収のしおり」の中にあります。
 足立区公式ホームページからダウンロードすることもできます。

【問合せ先】 課税課課税第二係 TEL 3880-5418

緩衝材の加工・販売

株式会社 荒井商店

代表取締役 荒井正行

〒121-0061
 足立区花畑2-13-34
 TEL.03-3883-4503
 FAX.03-3850-0660

各種ゴム製品・総合メーカー

ASAII (株) 浅井ゴム製作所

本社・工場
 〒124-0001東京都葛飾区小菅3丁目19番12号
 TEL. 03-3603-9311 FAX. 03-6662-5988

積極的なe-Tax利用のお願い

- ◆ 国税庁においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、これまでも、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところです。
- ◆ **手続いただく皆様の利便にもつながるものであり、積極的にe-Taxをご利用していただくよう、ご協力をお願いします。**

国税庁においては、令和3年10月に、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、年間10万件以上の手続（以下の28手続）について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画を策定しました。

（令和4年7月末現在）

手続	令和3年度 利用率	令和5年度末 目標	手続	令和3年度 利用率	令和5年度末 目標
法人税申告	87.9%	90.0%	青色事業者給与に関する届出（個人）	39.7% ^{※2}	—
消費税申告(法人)	88.7%	90.0%	所得税の青色申告の取りやめ	22.2% ^{※2}	—
所得税申告	59.2%	65.0% ^{※1}	所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出	31.4% ^{※2}	—
消費税申告(個人)	68.4%	75.0%	消費税課税事業者届出	50.1% ^{※2}	—
相続税申告	23.4%	40.0%	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出	58.0% ^{※2}	—
贈与税申告	55.2% ^{※2}	—	給与所得の源泉徴収票(同合計表)	69.3%	—
印紙税申告(書式表示)	64.2%	—	給与支払事務所の開設・移転・廃止の届出	19.7% ^{※2}	—
内国普通法人等の設立の届出	49.7% ^{※2}	—	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	61.4% ^{※2}	—
青色申告書の承認の申請(法人)	54.2% ^{※2}	—	納税管理人の届出	11.1% ^{※2}	—
異動事項に関する届出(納税地等の異動)(法人)	80.6% ^{※2}	—	更正の請求	28.2% ^{※2}	—
異動事項に関する届出(事業年度等の変更)(法人)	80.6% ^{※2}	—	酒類の販売数量等の報告	13.3% ^{※2}	—
事前確定届出給与に関する届出(法人)	79.2% ^{※2}	—	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等の報告	13.0% ^{※2}	—
個人事業の開業届出・廃業等届出	17.6% ^{※2}	—	国税納付手続 ^{※3}	32.2%	40.0%
所得税の青色申告承認申請	29.0% ^{※2}	—	納税証明書の交付請求	12.9%	20.0%

- ※1 国税庁においては、基本計画の令和5年度末の目標を65.0%に設定しているところですが、令和4事務年度国税庁実績評価実施計画において、令和4年度の目標を65.0%とするなど、目標に向けた取組を実施しています。
- ※2 令和2年度の実績値です。
- ※3 国税納付手続のオンライン利用率はキャッシュレス納付割合を指し、また、目標値は令和7年度末のものです。
- ※4 目標値が「—」となっている手続については、オンライン利用率を引き上げるための基本計画で目標値は定められていませんが、利用率向上に向けた取組を実施していきます。

改善意見の募集について

URL：https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_2021_kihonkeikaku.htm

- ◆ 上記の手続（所得税、法人税及び消費税の申告を除く。）について、アンケート形式で改善意見を募集しています。より皆様の利便性向上につながるよう、ご協力をお願いします。



税金のご相談は、税理士部へどうぞ！

(50音順)

小早川会計事務所

税理士 小早川 徹也

〒120-0026 足立区千住旭町 25-5
TEL.03-3888-3686 FAX.03-3879-5467

坂本税理士事務所

税理士・行政書士 坂本 恭正

〒120-0034 足立区千住 2丁目 32
TEL.03-3870-7328 FAX.03-3870-7316

櫻会計事務所

税理士 櫻 富夫

〒120-0005 足立区綾瀬 3-27-3
TEL.03-3606-3552 FAX.03-3606-1723

芝野税理士事務所

税理士・行政書士 芝野 浩一

〒120-0034 足立区千住 3-37-7
TEL.03-5244-6577 FAX.03-5244-6578

原島正光税理士事務所

税理士 原島 正光

〒120-0034 足立区千住 3丁目 5番
第2小寺ビル 6F
TEL.03-3879-8832 FAX.03-3879-6476

福井税理士事務所

税理士 福井 英泰

〒120-0037 足立区千住河原町 8-10
TEL.03-3881-9839 FAX.03-3881-7998

村岡税理士事務所

税理士 村岡 喜一郎

〒120-0035 足立区千住中居町 30-8
TEL.03-3879-0004 FAX.03-5244-7570

もろが会計事務所

税理士 諸我 時夫

〒120-0035 足立区千住中居町 18-6
マンション釜鳴302号
TEL.03-3888-4190 FAX.03-3879-4303

八木澤会計事務所

税理士 八木澤 秀夫

〒120-0014 足立区西綾瀬 2-18-15
TEL.03-3849-7141 FAX.03-3880-2940

若林税理士事務所

税理士 若林 俊之

〒120-0044 足立区千住中居町 18-10
野中ビル 4B
TEL.03-3870-1486 FAX.03-3870-1496

会員リレー投稿

副会長・福井英泰

暦の上では秋とはいえ、まだまだ厳しい暑さが続いております。皆様は暑さに負けず元気にお過ごしのことと存じます。

私はこの度副会長を拝命致しました、税理士部の福井です。今後ともよろしくお願いいたします。

さて、リレー放談には二回目の投稿となります。

初回は10年以上前になりますが、「禁煙のすすめ」という題名でした。

その当時は喫煙による害について延々と書き、禁煙外来に通い、禁煙に成功して一か月位の時でした。試しに一本吸い、その不味さを確認しました。

もうこれで一生禁煙できると思っていました。

三か月経って、体重が9kg増えたことに気づき愕



然としました。

体重増加による害と喫煙による害とを天秤にかけ、妻と話し合い、体重が元に戻るまで喫煙を再開することにしました。一か月目感じた不味さが三か月目には、美味さに変わりました。不思議ですが本当です。

喫煙を再開して、二週間で体重が3kg減りました。三か月後には元に戻

ると期待しましたが、それ以降全く減らずに現在に至ってます。

禁煙をすすめておきながら今だに喫煙(紙巻から加熱式に変更)していることへの言い訳を書かせていただきました。

次回は成功談を書けるように努力しようと思つてます。

編集後記

新型コロナウイルス感染症は、これまで、「新型コロナウイルス感染症(いわゆる2類相当)」としていましたが、5月8日から「5類感染症」になりました。法律に基づき行政が様々な要請関与をする仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組対応に変わったわけです。まさしく5月からマスクは外しちゃうし、自粛していた会合やら宴会、お祭りは再開するし、経済活動も大いに刺激を受けつつあります。規模を縮小するなどして開催されてきた浅草の三社祭が実に4年ぶりに本格開催されました。5月19日から21日までの3日間、コロナ禍前の規模に復活、下町は熱気に包まれました。担ぎ声を荒げ、いい酒に酔う。ところが...。担ぎ手を中心にコロナのクラスターが大発生。担ぎ手は祭りが終わるとそれぞれの家庭や会社に戻ってゆきます。その余波をくらって祭に縁のない筆者もコロナダウン。26日発症し、31日まで自室に、自主的、幽閉状態でした。寂しくないですよ。今はLINEもFACEBOOKもありますから。幸い、熱が出る風邪を引いた程度で収まりましたが、知り合いが次々と感染する中、今までのような報道はなく、それこそ危機感を覚えました。だって、感染しても症状ない人には、基本的感染対策を求めない事になつているんだもの。これが「ウイズコロナ」なのか。

足立納貯連だよりでは、国税・都税・区税のお知らせ等のほか、足立納貯蓄組合連合会の活動についても発信しています。今後とも会員みなさまにより親しんでいただけるような紙面を目指して広報活動を続けてまいります。ご意見・ご要望がございましたらお聞かせいただければ幸いです。

編集委員 K

発行所 足立納貯蓄組合連合会
発行責任者 会長 原島 正光
編集者 副会長 浅井 弘
印刷所 株式会社丸庄

消費税の納税準備はあだちせいわで

消費税



店頭表示金利

納税



ご契約者さま専用の「消費税納税融資」を利用可能

*審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

さらに

経営の改善、経営課題の解決等のお役にたてていただく

『あだちせいわ経営情報レポート』

を126種類ご用意しております。

+0.10%
上乗せ



定期積金

足立成和信用金庫